

岩倉市市道路線の認定及び廃止に関する要綱

岩倉市道路認定基準（昭和46年12月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく路線の認定及び法第10条第1項の規定に基づく路線の廃止に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において「公道」とは、法第3条第2号の一般国道（以下「国道」という。）、同条第3号の都道府県道（以下「県道」という。）及び同条第4号の市町村道をいう。

（路線の認定基準）

第3条 道路管理者は、次条に定める構造を備える道路であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、路線の認定をすることができる。

（1）公道と公道とを連絡する道路

（2）自動車の転回広場が設けられている主要交通施設、主要流通施設、主要公益施設等の施設並びに主要な緑地及び公園と公道とを連絡する道路

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令の規定に基づき築造された道路

（4）国道又は県道の変更又は廃止に伴い、その区間を市道として存置する必要がある道路

（5）その他道路管理者が公益上特に必要と認める道路

（道路の構造）

第4条 道路の構造は、岩倉市道路構造の技術的基準を定める条例（平成25年岩倉市条例第8号）、岩倉市道路工事施行承認基準（平成21年7月1日制定）、岩倉市道路寄附採納基準（平成29年4月1日施行）及び道路構造の手引き（平成23年4月愛知県建設部）に定める基準を満たすものとする。ただし、当該道路に接続する公道の状況その他特別の理由によりやむを得ないと道路管理者が認めた場合は、この限りでない。

（既存路線の再認定）

第5条 既に認定されている路線について、次の各号のいずれかに該当す

る行為を行うときは、前2条の規定にかかわらず、その全部又は一部について、再度認定することができる。

(1) 起点若しくは終点又はそのいずれも変更する場合

(2) 部分的な廃止及び認定を行う場合

(路線の廃止基準)

第6条 道路管理者は、路線を廃止しても公益上支障がない道路であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、その路線の全部又は一部を廃止することができる。

(1) 国、県又は市が築造する道路の新設又は改築等により、既存の道路の存置の必要がないと認められる道路

(2) 土地改良法、土地区画整理法、都市計画法その他の法令の規定に基づく事業の施行により不要となる道路

(3) 国道又は県道として、国又は県に移管する道路

(4) 路線周辺地域の土地利用の変化等により、当該路線を廃止しても公益上支障がないと認められる道路

(5) その他道路管理者が廃止をしても公益上支障がないと認める道路
(路線廃止の申請等)

第7条 前条第4号に掲げる道路について路線の廃止の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、路線廃止申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 位置図（2, 500分の1以上のもの）

(2) 公図の写し

(3) 現況写真（撮影方向が分かるもの）

(4) 道路施設、工作物又は道路の付属施設表示調書（様式第2）

(5) 廃止する路線に係る土地及び建物の全部事項証明書

(6) 廃止する路線に係る土地及び家屋の所有者等調書（様式第3）

(7) 廃止する路線に係る土地及び家屋の所有者等の路線廃止同意書
(様式第4)

(8) 行政区長の路線廃止同意書（様式第5）

(9) 占用物件の存置又は移設に係る占用者等との協議記録

2 道路管理者は、前項の規定による路線廃止申請書の提出があつた場合において、申請者が、廃止する路線の全部又は一部の取得を希望するときは、公有財産処分審査会の承認を得た上で、岩倉市議会の議決により

その適否を決定し、路線廃止決定通知書（様式第6）又は路線廃止却下通知書（様式第7）により申請者に通知するものとする。

（路線廃止の特例）

第8条 第5条の規定により既存路線の再認定を行う場合の当該再認定に係る路線の全部又は一部の廃止については、第6条の規定は、適用しない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。